

令和6年度（2024年度） 第1回  
横須賀市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年（2024年）8月14日（水）  
午後1時30分～午後2時40分
- 2 開催場所 301会議室
- 3 出席者名  
【委員】 小野寺理、織田俊美、鈴木博美、  
長島洋一、大澤章俊、半澤栄一、  
臺有桂、川名理恵子、倉地正行  
（敬称略）\*16名中9名出席  
【事務局】 夏目健康部長  
外12名  
【傍聴者】 2名

#### 4 会議内容

はじめに、国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、会長代理に川名委員を選任。岡会長が欠席のため、川名委員が議長となり、会議録署名委員に長島委員及び半澤委員を指名し、会議次第に沿って議事に入った。

#### 議題1 令和5年度特別会計国民健康保険費決算（案）について

資料により事務局（鷺阪課長）が説明した。

#### 質疑応答等

（川名委員）

1 ページの表のうち「1 国民健康保険事業収入」について、保険料の収納率が上昇しているとのことですが、増減の金額であるB（決算見込額）－A（予算現額）がプラスになっているのは、そのような理由によるものですか。

（事務局）

被保険者数の減少等により、当初予算と比べて保険料の大幅な収入減が見込まれた状況でした。

それにより補正予算を編成させていただきましたが、収納率が見込みより向上したということで、会長代理もおっしゃる通り、決算については予算額より多い収入を得ることができた状況です。

○その後、質疑なく議題1について了承された。

## 議題2 被保険者証廃止に伴う対応について

資料により事務局（鷹阪課長）が説明した。

### 質疑応答等

（川名委員）

現在マイナ保険証と従前の保険証を併用している状況ですが、マイナ保険証の利用割合は把握していますか。

（事務局）

横須賀市国民健康保険での利用割合は、直近で把握している6月の時点で12.85%です。

（川名委員）

マイナンバーカードを保険証として使うことができる登録をしている方と、していない方がいると思いますが、個人番号のお知らせは登録をしている方にも送付しますか。

（事務局）

個人番号のお知らせにつきましては、マイナンバーカードを保険証として利用する登録をしていない方も含めて、全員にお知らせをいたします。医療保険者としては、「あなたのマイナンバーをこのとおり把握していますが、間違いはありませんか」と被保険者に確認する対応を行います。

（川名委員）

わかりました。マイナンバーカードを保険証として使う登録をしていない人にもお知らせは送付しますか。

（事務局）

おっしゃる通りです。

（川名委員）

保険証としての利用登録をしていない方は、登録をする必要がありますか。

(事務局)

はい。このお知らせが届いたことでマイナンバーカードを保険証として使えるということではございません。

(川名委員)

個人番号のお知らせに記載されている説明は、ご利用いただける状態となっていますと書いてありますが、登録しないと利用できないのですか。

(事務局)

おっしゃる通りです。この通知はマイナ保険証お持ちであれば利用できる趣旨の通知であるとともに、データベースとして我々がこの番号を把握していることを伝える趣旨の通知でもあります。

(川名委員)

データベースに登録されているから、あなたの持っているマイナンバーカードは医療機関で保険証としてそのまま使えると読めますが、そうではないのですか。

(事務局)

そうではありません。内容が分かりにくいというご意見をいただいたということで、文面の工夫ができるかを確認し、工夫ができるようであればより分かりやすく誤解のないようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(川名委員)

皆さんがこれで自分が保険証として登録していなくても、使えるわけではないと理解できれば良いですが、登録しないと利用できないのですよね。そこがわかりやすくなると良いと思います。

(長島委員)

個人番号のお知らせ以外に、手持ちの被保険者証の有効期限や、移行に関する情報の周知はどのようにしますか。

(事務局)

12月2日を過ぎても使えるというお知らせについては、広報紙及びホームページでの周知を検討しておりますが、それ以外にどのような周知ができるか考えていきたいと思っております。

(長島委員)

高齢者が多い中で、こういう通知だけではわかりにくいと思いました。

(川名委員)

それ以外にも、今までの保険証はこの日で使えなくなるというお知らせは、あるといいと思います。

(織田委員)

マイナンバーカードを所有していない方やまだ登録されていない方、どうしてもマイナンバーカードを持ちたくない方には、保険証に準ずるものを発行すると聞きましたが、どのように対応しますか。

(事務局)

はい。保険証に代わるものは資格確認書で、資料4・5ページに記載させていただいております。マイナンバーカードの保険証利用登録をされてない方は、保険証の有効期限が切れた後に、資格確認書が使えるように対応してまいります。

また、12月を過ぎても、現在の保険証の有効期限までは有効となりますので、その有効期限が切れるまではそのままお使いいただくことができる状況です。一方、被保険者の方にそういった情報が伝わっていないというところは事務局も感じています。来年の7月まで引き続き使えるという周知をどのようにしていくかは、今後の課題であると考え、積極的な周知を行っていきたいと思います。

(織田委員)

診療所も含めて全ての医療機関はマイナ保険証を持っていけば、診察可能な体制ができているのでしょうか。

(事務局)

全ての医療機関では体制が整っておりません。原則として医療機関はマイナ保険証を用いた受診に対応することとなっておりますが、例えばお一人の医師で対応されている医療機関であると数年以内に閉院する場合、義務化の対象外となっているところがございます。そういった医療機関では、資格確認書やマイナンバーカードと資格情報のお知らせを使って受診していただくというのが、国が示している利用方法です。

(臺委員)

個人番号のお知らせのマイナ保険証の利用についてですが、同じ通知の上だと確認しにくいので、別紙で送る方がいいと思います。余白に入れると見落とされてしまうのではないかと思いますので、重複するかもしれませんが、紙の保険証に対応する登録が必要だという一文を別に入れるのはいかがでしょうか。

(事務局)

一枚別に入れるということも含めて可能かどうか確認し、できる限り分かりやすくなるようにしたいと思います。

○その後、質疑なく議題2について了承された。

### 議題3 データヘルス計画について

資料により事務局（杉本課長）が説明した。

#### 質疑応答等

(臺委員)

課題1の(1)に年齢・性別・受診履歴等から分類した対象群ごとという書き方をされていますが、その特性は①から④という理解でよろしいですか。

(事務局)

おっしゃる通りです。令和5年度に関しましては、年齢・性別等々を鑑みまして、①から④のカテゴリに分けまして、受診勧奨を実施いたしました。

(臺委員)

横須賀市に限らずどこも非常に特定健診が苦勞しているところがあると思います。

いろいろな情報を見ていると忙しくて受診ができないという背景もあれば、最近目立っているのがメンタルヘルス不調で、退職離職したような方達の中に少しそういった課題を集積していらっしゃる方も、目立ちつつあると思っています。

可能であれば今後はその対象群ごとで、どんな背景なのか、生活習慣に繋がるようなものがあるのかを分析されてアプローチしていくと非常に効率良くなっていくと思います。

もう一つは、国民健康保険なので、職域で働いている人はターゲットとして入っていませんが、何らかの疾患あるいは障害を生むと国民健康保険の対象になっていく場合がありますし、退職後は一旦国民健康保険で見て後期高齢者医療制度に移行されると思います。国民健康保険で受け入れてからいろいろな対処をするよりも、職域連携など、既に取り組みされている部分もあると思いますが、壮年期のアプローチを商工会議所や様々な職業団体等と連携されていくと効率が良いと思いました。

(事務局)

職域連携に関しても、私たちの課題になっています。保険者が違うということで、ハイリスク者へのアプローチはできませんが、行政として資格職の在籍や、測定機器を持っている等のメリットを感じていただいているところがあります。

まずは健康増進の土台作りで協力をいただいている事業所が、少しずつ増えてきていると感じています。特にオーラルフレイルは、事業所ではアプローチが難しいところもあり、好評をいただいていると思っております。

○その後、質疑なく議題3について了承された。

本日の全ての議事は終了したことを議長が宣言し、閉会した。